

## クリーニング師研修等の実施における 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和3年度のクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習を実施する際は、次に示す新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止対策を講ずることとする。

### 記

#### 1 会場での対策

- (1) 会場の管理者と連携し、次の対策を講ずる。
  - ア 会場出入口への消毒薬の配置
  - イ 定期的な換気の実施
  - ウ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室に隔離するなどし、感染の拡大を防止する。
- (2) 受講者席は、できるだけ2 m（最低1 m）以上の間隔を確保して配置する。
- (3) 講師と受講者席とは、2 m以上の間隔を確保する。
- (4) 北海道コロナ通知システムの登録を推奨する。

#### 2 受講者に対する対策

- (1) 受講者への事前周知  
受講申込者への受講票送付の際、次の留意事項を周知する。
  - ア 対象地域等で感染が拡大した場合、中止とすることがあること。この場合、第2型（通信制。以下同じ）での受講に変更させていただくこと。
  - イ 申込後、発熱や咳・咽頭痛などの症状が出た場合、受講参加を辞退していただくこと。この場合、第2型に変更させていただくこと。
  - ウ 受講に当たっては、マスク着用と定期的な手洗いや手指消毒を励行すること。
- (2) 受講者の受付・入場における確認
  - ア 受講者の受付に際して、本人に発熱、咳、咽頭痛の症状の有無を確認し、症状がある場合は受講参加を辞退するよう要請する。この場合、第2型による受講に変更していただく。
  - イ 受講に当たっては、マスク着用と定期的な手洗いや手指消毒を励行するよう要請する。
  - ウ 会場内における密着、近距離の会話（私語）は避けるよう要請する。
  - エ 受講中に体調不良が生じた場合、速やかに担当者に申し出るよう促す。
- (3) 「北海道コロナ通知システム」への登録を要請する。
- (4) 上記(2)のイ～エ及び(3)について、研修等の前に行うオリエンテーションにおいて再周知する。
- (5) 受講者に体調不良が生じた場合は、必要に応じ別室に隔離するなどの措置を講じるものとし、事後の対応については、会場管理者や関係保健所等と協議の上、決定する。

#### 3 講師及び事務局従事員の対策

講師及び事務局従事員については、次のとおり対策を講じる。

- (1) マスクの着用
- (2) 受講者との接触を減らす。
- (3) 定期的な手洗いと手指消毒の励行。

#### 4 対象地域等で感染が拡大した場合の措置

対象地域等において感染が拡大した場合は中止することとし、受講申込者には第2型（通信制）での受講に変更していただくなどの措置を講じる。